

第 1038 回教育委員会 会議録

平成 29 年 3 月 15 日

15:00~16:00

①開 会

<廣瀬教育長>

それでは、ただいまから、第 1038 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<廣瀬教育長>

会議録署名委員に、山川委員と森岡委員を指名いたします。

③会期の決定

<廣瀬教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<廣瀬教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1) 第72回国民体育大会冬季大会山形県選手団の結果については、資料の配付をもって報告とし、説明は省略いたします。

<廣瀬教育長>

次に、(2) 「平成28年度第2回いじめに関する定期調査（本県独自調査）の結果について」、義務教育課長より報告願います。

<義務教育課長>

よろしく申し上げます。

では、報告2の資料を御覧ください。

最初に、1-1の2、平成28年8月1日から12月31日までの間に認知した、いじめの状況について御説明をいたします。

(1) 学校種別いじめの認知件数を御覧ください。

期間内の公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数の総数は2,848件、前年同期と比較しまして251件の増加となっています。学校種別に見ると、小学校、中学校、特別支援学校では増加、高等学校では減少しております。

(2) 平成28年12月31日現在におけるいじめ解消状況を御覧ください。

平成27年度に認知されたいじめについては、98.7%が解消しています。平成28年度第1回に認知されたいじめについては、88.0%が解消しています。平成28年度第2回に認知されたいじめについては、67.8%が解消しています。継続支援が必要であるとされたいじめ案件につきましては、前年度からの継続案件も含めて、解消に向けた見守りと支援を行っております。その他の項目の増加につきましては、物を隠されるな

どが発生した場合や、いじめの継続性はなかったもの、加害の特定に至らないケースによるものです。いじめを受けた本人の心の痛みに寄り添いながら、継続して見ていきたいと思っています。

次に、(3) いじめの発見のきっかけでございます。いじめ発見のきっかけにつきましては、アンケート調査等学校の取り組みによる認知件数が、平成 27 年度第 2 回との比較においても最も増加しております。ついで、本人の保護者などの訴えによる認知が増加しています。

今後も、いじめの認知が解消のスタートラインであるという考えのもと、小さいいじめの芽を見逃さずに初期段階での解消に努めてまいりたいと思います。また、早期対応によるいじめの解消につなげるために、本人や保護者が困り感を感じたときには、遠慮なく相談できる開かれた学校づくりに努めてまいりたいと思っています。

2-2 を御覧ください。

(4) 期間中に認知したいじめの対応でございます。昨年度の第 2 回との比較で見ますと、冷やかし、からかいなど、言葉によるいじめは約 1,900 件と件数が最も多く、大きく増加しております。仲間外れ、集団により無視をされるといういじめ、③の軽くぶつかられる等の軽い暴力を伴ういじめについては減少傾向にあります。6 つ目の金品を隠されたりするといういじめは増加しておりますが、これは鉛筆や消しゴムといった持ち物を隠されたりするような事案の増加によるものでございます。子どもたちの行動や表情の変化に注意を払い、しっかりと見守っていく必要があると思っています。

最後に、学期ごとの学年別認知件数の経年比較でございます。2 年連続で第 2 回の調査において認知件数は増加している学年は、小学校の 1 年生、中学校の 1 年生でございます。新しい環境での緊張感が和らぎ、多様な人間関係が形づくられていく中でのトラブル、こうしたものが生じやすい時期であると捉えています。いじめ認知件数の増加については、さきにも申し上げましたとおり、早期認知というのは解消の第一歩であるという考えのもと、肯定的に捉えております。

一方、いじめは絶対に許さないという原点に立ち、未然防止の一層の推進という視点から見れば、認知件数を減少させることも重要になってくると考えています。認知件数はその増減や多寡だけに目を向けるのではなく、増減の理由や背景をしっかりと分析していく必要があると捉えています。

いずれにしましても、最も重要なのは児童・生徒が自ら進めるいじめ防止の取り組み、居場所づくり、絆づくりを通して、児童・生徒が安心して生活できる、学べる学校づくりを推進していくことが重要であると考えております。取り組みに一層力を入れてまいりたいと思います。

<廣瀬教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。

<山 川 委 員>

いじめの解消というのは、どういう基準で解消したとしているのでしょうか。

<義務教育課長>

学校のほうでかなり慎重に子どもたちの様子を見守っています。

まず一つは本人同士、またそれを取り囲む保護者の方の御理解、こうした点が大きな解消のきっかけと捉えております。

そうであっても、子どもが居づらさや生きにくさを感じている場合については、そのあたりも見守っていくということになっておりますが、はっきりとした基準というものは、文書等でのお示し等はございませんが、これから文部科学省で示されますいじめの基本方針のほうにこうしたことが盛り込まれることとなっておりますので、そちらのほうも見ながら、県のほうにつきましては来年度、検討していく必要があると思っています。

<山 川 委 員>

何でそういうことを申し上げたかということ、解消したということになると、そこで一応ケアは終わりということになると思うのですが、実際のところ解消したように見えて解消していなくて、その後大きな問題になるということもあるんです。

なので、先生方、学校も解消したというふうに評価したいという気持ちになると思うんですが、そこはかなり注意して見ておかないと、継続的に支援、解消に向けて取り組んでいるうちはまだいいと思うんですけども、本人がもういじめ受けていませんと、私は大丈夫ですと言うと、それを真に受けて、この件はもう終わったんだなということで、その後問題が大きくなったりということもあり得るので、そこは、先生もそうですけれども学校も、かなり注意して、配慮してやらないとまずいこともあると思いますので、ちょっと述べさせていただきました。

<廣瀬教育長>

国のいじめ対策の基本方針の見直しの委員を私しておりまして、定義の話をしているときに意見を申し上げたんです。

国の最初の案では、いじめの外形が無くなってから3ヶ月経つのを待ち、その上で、いじめられている子の心理的、物理的な圧迫要因あるいはいじめられ感が無くなったことを確認して、それをもっていじめ解消という定義だったんです。

私が申し上げたのは、外形ではなく、やはり気持ちの問題、あるいはいじめの子のストレスがどうなっているか等、そういうことをきっちり見定めない中で、見た目上、いじめが無くなったからといって、いじめが無くなったとは言えないのではないか、そういう視点もあるのではないか、というふうに申し上げたんです。

ただ、やはりこういう形で報告する以上、何らかの定義がないと報告できないわけです。それで、外形が無くなってから3ヶ月と言っているわけですけれども、だからといって何もなくていいということではないというふうに理解していますし、そういうふうに解釈しないといけないと思います。

この経過観察中というのは山形県だけの累計で、国は無いですけれども、ある意味うちでは解消したとは言っても、まだ経過を見ていかな

いといけないというのを特に重視しているわけで、それでおっしゃるとおりで一つの大きな論点になった提案です。

<義務教育課長>

この独自調査も、東北6県見渡しますと、山形県だけがやっているという状況です。それから、解消状況のところの平成27年度に起きたものを1年かけて見ているという状況にありますので、このあたりはかなり慎重に見守っているということが言えるのではないかと考えております。

<廣瀬教育長>

いじめの定義の見直しで相当もめたんですけれども、基本はやっぱり、いつまでもいじめで命を絶つ子ども無くならないという大きな問題があるので、いじめ問題については、これからも全力で取り組んでいきたいと思っております。

<森岡委員>

非常にデリケートな問題だと思っております。1つは、いじめの認知について、これまでは認知数が少ないほうがいい学校だったのが、最近は認知数が少ないのはきちっと先生方が子どもたちを見ていないからだというような流れがあって、そしてアンケートの文面であったり、アンケートを渡される先生の前後の会話や流れで、結構認知数はぶれる数字であると思うんです。先ほどおっしゃっていただいたように、単に数字の増減で見ていくというよりも、中身をしっかり分析をしていく必要があるのかなというふうに思っています。

2つ目が、いじめられた子どももそうなんですけれども、いじめた子どものケアも非常に大事だというふうに思うんです。いじめ調査が進むにつれて、そんなに自分としては悪つもりでやったのではなくて、ある意味親近感で接したはずが、調査を受けていく過程で悪者になってしまうと、そこにすごく心理的な負担がかかってしまうという事案もあるようでございますので、注意してやっていかなければいけないデリケートな問題だと思っております。

3番目に、先ほど教育長おっしゃったように、これが起因で命のところまでというのがありますので、山形県の教育大綱の中の1番にありますように、やはり命の教育に対してのさまざまな手だてはこれからも継続してしっかりとやっていかななくてはいけない部分なんだろうなというふうに見させていただいております。

ただ、今父兄が組織のプロセスを経ないで、何かちょっと気づくと警察にすぐ電話したり、市町村の教育委員会にすぐ連絡をとったりというケースが非常に多くて、こういうものもやはり現場の校長先生や教員の方が非常に戸惑って、結果として、子どもたちと丁寧に接して、掘り下げて、心のケアをやりたいたいけれども、話が先に大きくなって、そこまで立ち戻れない。そういった事案もあるように聞いておりますので、その辺も注意していただきたいということと、ぜひ命の教育の予算が90万ぐらいにとどまっておりますので、もう少しここは何らか、しっかりと手だてをとっていかなければいけないところではないのかな

と思っております。

<涌井委員> アンケート調査によって発見した事案というのは保護者にも知らされるんですか。

<義務教育課長> 個別の案件ということで一つ一つ出てきた場合に面談をして、そして解決の過程で親御さん同士とかということもございますし、あと調査ごとにお便りであるとか、保護者会等で本校のいじめの状況ということをお話しさせていただく、そういったことでの情報の共有というのは行っております。

<武田委員> これだけの件数があつて、ここに双方の親も絡んでとなると、こじれたたり、双方どこかクラスを巻き込んだりということもあると思うので、そのあたり、親御さんへの伝え方というのも結構難しかったりするのかなというのを感じます。

<義務教育課長> いじめの定義自体が、とにかく心情に配慮してという部分がございますので、一件一件がものすごく重要なものかということ、ちょっとこづかれた、嫌な思いをしたということも、その子がそう感じれば、それはいじめという認知になって、特に小学3年生なんかはそういう認知が多いです。

そのような中で、面談をしながら、紐解く作業をしながら、「ああ、これはこの間、ちょっとトラブったんだよね」というような話で、親御さんに普段ある中でのことなんだというふうなことでお伝えする。それより少し重要なものであれば、かなりいろんな手だてをとって解決することもあります。

<廣瀬教育長> よろしいですか。ほかになれば、次に、(3)「平成29年度山形県公立高等学校入学者選抜の概要、について、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長> 平成29年度山形県公立高等学校入学者選抜の概要について説明申し上げます。

資料3-1を御覧ください。

日程に関しましては、(1)から進んでまいりまして(7)まで終了し、(8)の17日の発表を残すだけというふうに進んできたところでございます。

続きまして、2の実施学校数及び学科数に関しましてであります。まず推薦入学に関しましては、普通科を除く学科で実施することができるわけですが、全日制におきましては、米沢興譲館高等学校の理数科、鶴岡南高等学校の理数科、それから鶴岡中央高等学校の総合学科では実施いたしませんでした。

それから、今年度の実施校数は、山形工業高等学校の学科改編による

1 学科増、それから庄内農業高等学校の学級減に伴う 1 学科減がございまして、26 校 66 学科となったところでございます。

定時制におきましては、推薦選抜を実施できる高校は、工業学科を置く米沢工業高校と鶴岡工業高校の 2 校でありますけれども、いずれも実施いたしませんでした。

続いて、一般選抜を実施した学校数と学科数は、全日制 42 校 95 学科、それから定時制 5 校 5 学科、合わせまして、学校数としては 43 校、学科数で 100 となっているところでございます。これは数的には昨年と変更なしということでございます。

続いて、3 の推薦志願、推薦合格内定、それから一般志願状況を御覧いただきたいと思っております。入学定員は、全日制で前年度と比べまして 120 名の減となっております。これは山形西高校の普通科、それから新庄南高校の普通科、そして庄内農業高校の農業科がそれぞれ 1 学級減じたものに伴うものでございます。

それから、全日制の推薦選抜の募集人員は前年度より 18 名減となり、入学定員に対する募集人数の割合は 11.3% でございました。入学定員も減らしましたので、割合は昨年同様ということでございます。全日制の推薦選抜の志願者数は 1,154 名でございまして、前年度に比べて 77 名増加いたしました。推薦選抜の志願倍率は 1.36 倍で、前年度に比べ 0.11 ポイント増となり、過去最高の倍率となったところでございます。そして、推薦選抜の結果、内定者数は 830 名ということで、前年度と比較いたしますと 50 名の増となったところでございます。

また、新庄南高校金山校と小国高校で実施しております連携型選抜におきまして、47 名の生徒が合格内定しているところでございます。

続きまして、推薦と連携で合格内定した者を除いた残りの部分が一般選抜の定員となるわけでございますけれども、全日制が 6,643 名、定時制が 280 名、全定合わせて 6,923 名が一般入試の募集定員となっております。また、志願者数のほうでございまして、全日制が 6,889 名、定時制が 101 名、全定合わせて 6,990 名となりまして、前年度より 11 名の減となっております。その結果、一般選抜志願倍率、全日制が 1.04 倍、昨年と比べまして 0.03 ポイントの増、定時制が 0.36 倍、こちらは 0.05 ポイントの減となったところでございます。

全体的な傾向といたしまして、全定合わせた一般志願倍率が 4 年ぶりに 1 倍を超え、1.01 倍となったということ、それから高倍率の学科、これは専門学科に多い傾向が比較的続いています。そして、全日制普通科の志願者数が前年を大きく上回ったということが傾向として出ているところでございます。

続きまして、一番下の学科の志願倍率に関しましての傾向でございまして、農業科、これが残念ながら 1 倍に満たない傾向がずっと続いているということ、それから総合学科、ここに関しましても、学校によって、例えば天童高校あたりは比較的高倍率でありますけれども、北村山高校、庄内総合高校あたりがなかなか 1 倍に達しないという状況がありまして、全体としても 0.86 倍というところで、比較的倍率が低い傾向が

続いているという状況でございます。

なお、17日の発表でございますけれども、新庄北最上校と新庄南金山校、新庄神室産業真室川校、ここが10時ということで一番早く、最後は16時半の発表までございます。いずれもこの17日のうちに合格発表がされるというふうなことで進めております。

以上でございます。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長> なければ次に、(4)登録有形文化財(建造物)の登録について、文化財・生涯学習課長より報告願います。

<文化財・生涯学習課長> 登録有形文化財(建造物)の登録についてということで説明いたします。

3月10日に開催されました文部科学省文化審議会におきまして、本県の2件を含む全国で226件の登録有形文化財(建造物)の登録について、文科相に答申がございました。これについては、官報で告示することによって効力が発生するというものでございます。登録有形文化財については、文化財指定制度を補完するものとして、緩やかな保護措置を講じるというようなことで、比較的新しいものが登録されているものでございます。

1ページめくっていただきまして、概要について申し上げます。

今回は2つ、庄内町の立谷沢川に築かれておる砂防堰堤が2つ、いずれも戦後に作られている瀬場砂防堰堤と六湊砂防堰堤の2つがでございます。写真については、瀬場砂防堰堤が4-4、六湊砂防堰堤が4-5にありますので、御覧いただきたいと思っております。

瀬川砂防堰堤については、4段構えの堰堤というところが特徴で、長さ、幅が非常にあり雄大な景観がつけられている、こういった点が評価されたということを聞いております。

六湊砂防堰堤については、玉石を張って、割石、亀甲積みしていて、それによって見応えのある意匠が形成されているというところが評価されているというところでございます。当時、戦後ですのでセメントが少なく、それを節約するために玉石を積んで、すき間にセメントを入れるという方法が行われていて、それが美観的にもよいというところで評価されたというふうに聞いております。

ちなみに経過を申し上げますと、いずれも所有者は国交省、国でありまして、新庄河川事務所のほうで砂防事業が80周年を迎えるということもありまして、これらの堰堤について登録してはどうだろうかということが庄内町を経由して、県のほうに相談がございました。県から文化庁につなげまして、文化庁の調査官が現地調査をして、価値を認めたというふうなところが経過となっております。

以上でございます。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長> なければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<廣瀬教育長> 議第1号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について」、文化財・生涯学習課長より説明願います。

<文化財・生涯学習課長> 1-6に概要がありますけれども、前回2月16日の教育委員会で御説明させていただきました山形県文化財保護条例に基づく事務、この史跡名勝天然記念物について、市町村に権限移譲する範囲を拡大するというふうなものでございます。

条例の内容については、省略させていただければと思います。

今回、専決処理に至った経緯としましては、前回2月16日の教育委員会を経まして、同日付で知事宛てに回答をいたしました。翌日2月17日に、知事から議会にこの条例案が提出されまして、同日付で1-3にありますとおり、議会から教育委員会に意見を求められたという急なことでございます。

そのときの期限が2月20日というところでしたので、専決処理をして、1-2にありますとおり回答をしたということでございます。

以上でございます。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次の議第2号及び議第3号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第2号及び議第3号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<廣瀬教育長> これで、第1038回教育委員会を閉会いたします。